

## 珠洲市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の概要

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、珠洲市では特定事業主としての立場から、職員が男女ともに多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりある豊かで活力あふれる社会を実現するため行動計画を策定するもの。

**I 計画期間** 平成28年度から平成32年度までの5年間

**II 具体的な内容**

### 【目標1】 年次休暇の取得の促進

平成32年度までに、年次休暇取得日数を「平均10日以上」とすることを目標とします。

取組1 年次休暇の取得の促進

取組2 連続休暇取得の促進（リフレッシュ休暇ほか）

取組3 子どもの看護休暇等の取得の促進

（看護休暇 年間5日、子どもの範囲を小学校就学前→中学校卒業まで拡大）

### 【目標2】 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進

平成32年度までに、妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、5日間以上の休暇取得率を100%とすることを目標とします。

取組1 育児のための休暇を取得しやすい環境の整備（特別休暇：妻の出産休暇2日、育児参加5日）

### 【目標3】 育児休業等を取得しやすい環境の整備

平成32年度までに男性職員の育児休業の取得率を5%とすることを目標とします（育児休業を申請した女性職員については、既に100%の取得を達成）。

取組1 代替要員の確保

取組2 円滑な職場復帰の支援（情報提供など）

取組3 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

### 【目標4】 女性管理職員養成研修の実施と受講割合

女性管理職員養成研修を開催し、平成32年度までに対象者の受講割合目標を90%以上とします。

取組1 女性管理職養成研修の実施